

地域包括支援センターだより 第53号

令和5年11月発行：加美町地域包括支援センター

☎63-3600

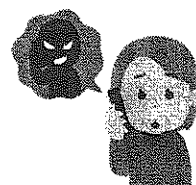
成年後見制度をご存じですか？

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益にならないように法律的に支援する制度です。

具体的には「不動産や預貯金等の財産管理」や「介護サービスや施設への入所等に関する契約の締結」など、ご本人だけでは判断が難しい手続きを、家庭裁判所が選任した成年後見人等（支援者）が行います。

○どのような人が利用を検討していますか？

悪徳商法から、認知症でひとり暮らしの親を守りたい
物忘れがひどくなってきたので、財産管理が不安になった
将来、自分が認知症になった時に誰が支えてくれるか不安
自分たち親がいなくなった後、知的障がいのある子どもの将来が心配 など



○どのような仕組みになっているの？

法定後見制度

←判断能力が不十分になってから

後見：判断能力を欠く人の保護が目的

補佐：判断能力が著しく不十分な人の保護が目的

補助：判断能力が不十分な人の保護が目的

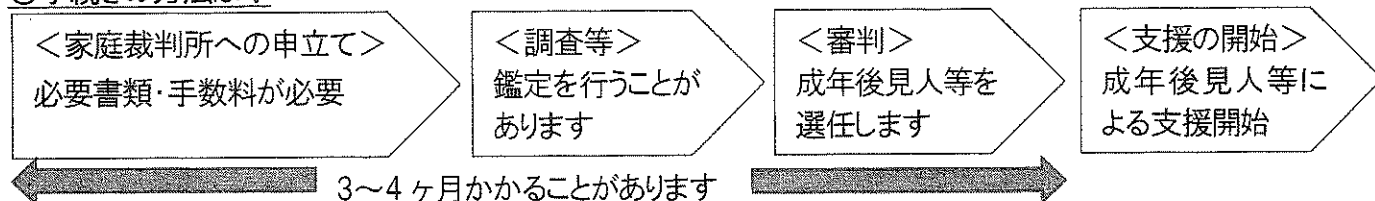


任意後見制度

←判断能力が不十分になる前に

将来、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で自ら決めておく制度。
任意後見契約は公証人が作成する公正証書で結んでおきます。

○手続きの方法は？



○申立てができる人

→本人・配偶者・四親等以内の親族

（身寄りがいないなど誰も申立てをする人がいない場合は、市町村長が申立てをすることがあります）

○申立てに必要な書類

→申立書・診断書（成年後見用）・鑑定料（必ずではありません）・ご本人の戸籍謄本・郵便切手・

申立て手数料（1件につき800円）・登記手数料（収入印紙2,600円）・成年後見に関する登記事項証明書など

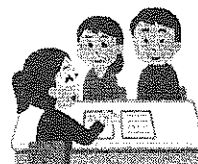
○相談・問合せ先

加美町地域包括支援センター ☎63-3600

加美町保健福祉課 障害福祉係 ☎63-7871

インターネットで詳しいことを知りたいときは

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）



後見ポータルサイト

検索

裏面もご覧ください

ぎゃくたい 気づいて 知らせて ストップ! 虐待

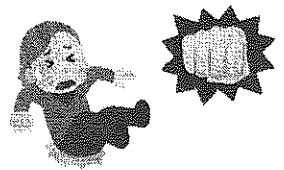
「虐待」かもしれないと思ったら「相談」を

虐待を防ぐためには、住民一人ひとりが小さな兆候を見のがさずに早期に発見することが大切です。
虐待されている本人だけでなく、その家族などが抱える問題の解決にもつながります。
相談された方を特定するような情報は守られますので、ご協力をお願いします。

～こんなことが虐待になります～

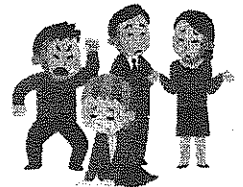
◆ 身体的虐待

- ・たたく、つねる、殴る、ける、引っ張る、やけどを負わせる など
 - ・外出できないように鍵をかける、長時間家の中に入れられない など
- サイン** 体に傷やあざ、やけどの跡がしばしばある 急におびえたり、こわがったりする



◆ 心理的虐待

- ・排せつなどの失敗に対して恥をかかせる など
 - ・年齢相応の対応をしない、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する など
- サイン** おびえる、泣くなどパニックを起こす「家にいたくない」などの訴えがある



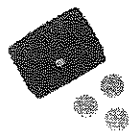
◆ 介護・世話の放任・放棄(ネグレクト)

- ・空腹・脱水・低栄養状態のままにする など
 - ・おむつ交換せず放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置する など
- サイン** 体から異臭がするなど衛生状態が悪い ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる



◆ 経済的虐待

- ・本人のお金を必要な額渡さない、使わせない など
 - ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など
- サイン** 日常生活に必要な金銭を渡されていない 生活費などの支払いができていない



◆ 性的虐待

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置し、羞恥心を与える など
 - ・キス、性器への接触、性行為を強要する など
- サイン** 肛門や性器などに出血や傷がみられる 人に相談するのをためらう

心配だと思ったらすぐ相談

加美町の主な相談機関



高齢の方について

地域包括支援センター

☎63-3600

障がいのある方について

保健福祉課 障害福祉係

☎63-7871

子ども・児童について

子育て支援室

☎63-7870

身の危険を感じたら☎110番